



2018年6月1日

各 位

インフラファンド発行者名
日本再生可能エネルギーインフラ投資法人
代表者名 執行役員 三原 淳一郎
(コード番号 9283)

管理会社名
アールジェイ・インベストメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 三原 淳一郎
問合せ先 取締役財務管理部長 松尾 真次
TEL: 03-5510-8886

管理会社における運用ガイドラインの一部変更

(出力抑制案件の投資割合の上限の変更)に関するお知らせ

日本再生可能エネルギーインフラ投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する管理会社であるアールジェイ・インベストメント株式会社(以下「本管理会社」といいます。)は、本日開催の取締役会において、本投資法人の資産運用に係る運用ガイドライン(以下「運用ガイドライン」といいます。)を一部変更することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本投資法人は、2017年3月29日付で株式会社東京証券取引所インフラファンド市場へ3番目の上場インフラファンドとして上場し、これまで再生可能エネルギー発電設備等に対する投資運用を行ってまいりました。

本投資法人は、これまで、安定した資産の運用を行い、利益の減少リスクを抑制するため、上場インフラファンド4銘柄中唯一、本投資法人の投資方針を定める本管理会社の運用ガイドラインにおいて、出力抑制案件(無制限かつ無保証の出力抑制の対象となり得る再生可能エネルギー発電設備等を意味します。以下同じです。)の投資割合に上限を設け、当該上限を15%としていました。

しかしながら、本日現在、一部の離島を除いて出力抑制は発生しておらず、また各電力会社の出力抑制の見通しについては、将来の原子力発電所の再稼働及び新たな再生可能エネルギー発電設備の稼働を前提としていますが、原子力発電所の安全性の審査等が予定より遅延していること等から、短期的には大きな出力抑制は発生しないことが見込まれるため、出力抑制案件の投資割合の上限を緩和し、出力抑制案件であっても投資適格と見込まれる資産に投資できる機会を増やし、早期に本投資法人の運用資産の拡大を図ることが、資産規模の拡大によるリスク分散や収益の安定化等の効果が期待でき、投資主価値の向上に資するものと判断しました。

本投資法人が再生可能エネルギー発電設備の賃借人である日本再生可能エネルギーインフラ合同会社(以下「オペレーター」といいます。)から收受する基本賃料は、出力抑制が発生し、オペレーターが指定電気事業者から收受する売電収入額が予想売電収入額を下回った場合であっても減少しない定めとなっておりますが、かかる投資割合の上限を緩和したことに伴い出力抑制案件の投資割合が高まった場合、出力抑制の結果オペレーターの売電収入額が減少し、オペレーターが投資法人へ支払う基本賃料が支払えなくなるリスクが生じることになりうる(注)、かかるリスクを適切に管理することが重要であると本管理会社は判断しました。

そこで、本投資法人では、今般、(i) 出力抑制案件の投資割合の上限を緩和し30%を目途とするとともに、(ii) 当該リスクに備えるため、出力抑制に伴う利益の減少リスクを低減する出力抑制補償を内容とした保険(以下「出力制御保険」といいます。)を付保することができる旨の定めを、運用ガイドラインに新設する



ことといたしました。また、併せて、(iii) 出力制御保険の付保に係る保険料負担が本投資法人の分配金額へ影響しないよう、出力制御保険の保険契約者及び保険料の負担者を原則としてオペレーターとすることと定めました。

本管理会社は、このような運用ガイドラインの変更により、本投資法人の運用資産の早期拡大と投資主価値の向上を同時に実現することを目指します。

(注) 本投資法人から発電設備等を賃借するオペレーターは、本投資法人の保有資産について、総予想売電収入額 (P50) を超過する総実績売電収入額を原資として、オペレーターが賃借する全ての再生可能エネルギー発電設備等に係る基本賃料1年分の12分の3相当額を賃料等積立口座に積み立て、さらに基本賃料1年分の12分の1相当額を予備費積立口座に積み立てているため、直ちに本投資法人への基本賃料の支払が滞らない仕組みを採用しています。

2. 運用ガイドラインの主な変更内容

運用ガイドラインの主な変更内容については、別紙 運用ガイドライン新旧対照表 (抜粋) をご参照ください。

なお、本投資法人は、出力抑制案件の追加取得や出力制御保険の付保については、指定電気事業者が行う出力制御の見通しの公表情報や第三者によって作成された出力制御影響評価レポート等を参考に、本管理会社がこれを慎重に検討したうえで判断する方針です。

3. 運用ガイドラインの変更日

2018年6月1日

4. 今後の見通し

上記の運用ガイドラインの一部変更による本投資法人の業績への影響はありません。

以上

* 本資料の配布先： 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.rjif.co.jp/>



(別紙) 運用ガイドライン新旧対照表 (抜粋)

運用ガイドラインの主な変更箇所は下表のとおりです (変更箇所は、下線で表示しています。)

変更前運用ガイドライン	変更後運用ガイドライン
<p>第5条 ポートフォリオ構築方針</p> <p>(3) 出力抑制案件の投資割合</p> <p>本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等のうち、<u>指定電気事業者(注)が無制限かつ無補償の出力抑制を行うことができる再生可能エネルギー発電設備等の割合を、当該再生可能エネルギー発電設備等の総発電量が、本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等の総発電容量に占める割合(DCベース)の15%以内</u>とすることを基本方針とする。</p> <p>(注)指定電気事業者とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号。その後の改正を含む。)第6条第1項第7号に定める指定電気事業者を意味し、同項第3号イの規定により当該接続請求電気事業者(同規則第4条第1項第3号に定める意味による。)が損害の補償をすることなく当該特定供給者(再エネ特措法第3条第2項に定める意味による。)に求めることができる当該種類の認定発電設備(設備認定に係る発電(同法第6条第4項の規定による変更の認定又は同条第5項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。))に係る再生可能エネルギー発電設備をいい、経済産業大臣が指定する種類の再生可能エネルギー発電設備に限る。)の出力の抑制の上限を超えて出力の抑制を行わなければ当該再生可能エネルギー発電設備により発電された電気を追加的に受け入れることができなくなることが見込まれる電気事業者として経済産業大臣が指定する電気事業者をいう。</p> <p>(新設)</p>	<p>第5条 ポートフォリオ構築方針</p> <p>(3) 出力抑制案件の投資割合</p> <p>本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等のうち、<u>無制限かつ無補償の出力抑制の対象となり得る再生可能エネルギー発電設備等の割合を、当該再生可能エネルギー発電設備等の総発電量が、本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等の総発電容量に占める割合(DCベース)の上限は30%</u>を目標とすることを基本方針とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 出力制御保険の付保</p> <p><u>本投資法人は、出力抑制が行われるリスク及びそれによる本投資法人の賃料収入が減少するリスク等に鑑みて必要と判断した場合には、本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等に対し、出力抑制に伴う利益の減少リスクを低減する出力制御補償を内容とした保険(以下「出力制御保険」という。)(注)を付保することができる。なお、出力制御保険を付保する場合には、原則として当該再生可能エネルギー発電設備等を賃借するオペレーターが保険契約者になり、その費用を負担することとする。</u></p> <p>(注)出力制御保険が付保された場合において、出力抑制が行われたときは、出力抑制により生じた利益損失に対して保険契約の定めに従い一定の保険金(なお、当該保険金の金額及び支払条件は、当該保険契約の定めに従う。)が支払われること</p>



<p>(4) 再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の選定基準</p>	<p>になるため、出力抑制に伴う利益の減少リスクが低減されることになる。</p> <p>(5) 再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の選定基準</p>
---------------------------------------	--